七の二　医師事務作業補助体制加算の施設基準

(1) 医師事務作業補助体制加算１

イ　医師の事務作業を補助する十分な体制がそれぞれの加算に応じて整備されていること。

ロ　勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されていること。

(2) 医師事務作業補助体制加算２

イ　医師の事務作業を補助する体制がそれぞれの加算に応じて整備されていること。

ロ　(1)のロを満たすものであること。

七の三　急性期看護補助体制加算の施設基準

(1) 25対１急性期看護補助体制加算（看護補助者五割以上）の施設基準

イ　当該病棟において、一日に看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二十五又はその端数を増すごとに一に相当する数以上であること。

ロ　看護補助者の配置基準に主として事務的業務を行う看護補助者を含む場合は、一日に事務的業務を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二百又はその端数を増すごとに一に相当する数以下であること。

ハ　当該病棟において、看護補助者の最小必要数の五割以上が当該保険医療機関に看護補助者として勤務している者であること。

ニ　急性期医療を担う病院であること。

ホ　急性期病院一般入院基本料、急性期一般入院基本料又は特定機能病院入院基本料（一般病棟の場合に限る。）若しくは専門病院入院基本料の七対一入院基本料若しくは十対一入院基本料を算定する病棟であること。

ヘ　急性期一般入院料６を算定する病棟又は十対一入院基本料を算定する病棟にあっては、次のいずれかに該当すること。

①　一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰの基準を満たす患者を六分以上入院させる病棟であること。

②　診療内容に関するデータを適切に提出できる体制が整備された保険医療機関であって、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅱの基準を満たす患者を五分以上入院させる病棟であること。

ト　看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されていること。

(2) 25対１急性期看護補助体制加算（看護補助者五割未満）の施設基準

(1)のイ、ロ及びニからトまでを満たすものであること。

(3) 50対１急性期看護補助体制加算の施設基準

イ　当該病棟において、一日に看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が五十又はその端数を増すごとに一に相当する数以上であること。

ロ　(1)のロ及びニからトまでを満たすものであること。

(4) 75対１急性期看護補助体制加算の施設基準

イ　当該病棟において、一日に看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が七十五又はその端数を増すごとに一に相当する数以上であること。

ロ　(1)のロ及びニからトまでを満たすものであること。

(5) 夜間30対１急性期看護補助体制加算の施設基準

当該病棟において、夜勤を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が三十又はその端数を増すごとに一に相当する数以上であること。

(6) 夜間50対１急性期看護補助体制加算の施設基準

当該病棟において、夜勤を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が五十又はその端数を増すごとに一に相当する数以上であること。

(7) 夜間100対１急性期看護補助体制加算の施設基準

当該病棟において、夜勤を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が百又はその端数を増すごとに一に相当する数以上であること。

(8) 夜間看護体制加算の施設基準

イ　夜勤時間帯に看護補助者を配置していること。

ロ　夜間における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制が整備されていること。

(9) 看護補助体制充実加算１の施設基準

看護職員及び看護補助者の業務分担及び協働に資する十分な体制が整備されていること。

(10) 看護補助体制充実加算２の施設基準

看護職員及び看護補助者の業務分担及び協働に資する体制が整備されていること。

七の四　看護職員夜間配置加算の施設基準

(1) 看護職員夜間12対１配置加算１の施設基準

イ　当該病棟において、夜勤を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十二又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、夜間に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、三以上であることとする。

ロ　急性期医療を担う病院であること。

ハ　急性期病院一般入院基本料、急性期一般入院基本料又は特定機能病院入院基本料（一般病棟の場合に限る。）若しくは専門病院入院基本料の七対一入院基本料若しくは十対一入院基本料を算定する病棟であること。

ニ　急性期一般入院料６を算定する病棟又は十対一入院基本料を算定する病棟にあっては、次のいずれかに該当すること。

①　一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰの基準を満たす患者を六分以上入院させる病棟であること。

②　診療内容に関するデータを適切に提出できる体制が整備された保険医療機関であって、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅱの基準を満たす患者を五分以上入院させる病棟であること。

ホ　看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されていること。

ヘ　夜間における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制が整備されていること。

(2) 看護職員夜間12対１配置加算２の施設基準

(1)のイからホまでを満たすものであること。

(3) 看護職員夜間16対１配置加算１の施設基準

イ　当該病棟において、夜勤を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十六又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、夜間に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、三以上であることとする。

ロ　(1)のロからヘまでを満たすものであること。

(4) 看護職員夜間16対１配置加算２の施設基準

イ　(1)のロ及びホ並びに(3)のイを満たすものであること。

ロ　急性期一般入院料２から６までのいずれかを算定する病棟であること。

七の五　電子的診療情報連携体制整備加算の施設基準

(1) 電子的診療情報連携体制整備加算１の施設基準

イ　第三の三の七の(1)のイからチまでを満たすものであること。

ロ　非常時における対応につき十分な体制が整備されていること。